

# 島根県県民いきいき活動促進基本方針 (第4次改訂)



あなたです いきいき島根の サポーター

令和7年3月  
島根県

## はじめに

阪神・淡路大震災後の平成10年3月にボランティア活動を支援する新たな制度として「特定非営利活動促進法」（通称NPO法）ができました。それから約30年が経ち、今では様々な分野でNPOが地域の課題解決に取り組んでいます。また、昨年起きた能登半島地震では、多くのNPOが被災地の復興支援で活躍するなど迅速で柔軟な活動を行い、大きな支えになりました。

島根県では、平成17年に「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、今年で20年を迎えたところです。この間、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、多くの県民がボランティア活動に参加したり、協力したりできる環境づくりを進めてまいりました。

また、NPOが目指す活動をより活発に行えるよう、組織や財政基盤を強化したり、様々な団体と協力して活動したりする取組を進めてきました。最近では、新しい寄附の方法を取り入れるなど、しまね社会貢献基金を活用した、NPOへの資金援助も積極的に行ってまいりました。

このたび、県の最上位の行政計画である「第2期島根創生計画」の策定にあわせて、現状のNPOを取り巻く課題等を踏まえ、NPOがより持続的に活動できるように重点を置いた基本方針の改訂を行いました。

NPOの多彩な活動を応援し、活動に応じて様々な団体が連携して取り組めるように支援したり、NPOの担い手や活動資金を確保するための情報発信や寄附をする文化を広めたりすることなどに重点をおき、より一層活動を支援してまいります。

島根創生計画では、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を島根の目指すべき将来像として示し、オール島根で様々な取組を進めることとしています。

これからも、多くの県民の皆様が「県民いきいき活動」に参加し、様々な団体が協力して地域を盛り上げ、また、地域の課題を解決していくことで、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会が実現されることを期待しています。

結びに、今回の見直しにあたっては、様々な視点から熱心に議論や検討を進めていただきました島根県県民いきいき活動促進委員会の委員の皆様、そして貴重な御意見をいただきました県民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

島根県知事 丸山 達也

# 目 次

〔Ⅰ〕 基本的な考え方	P 1
1 基本方針の趣旨・位置づけ	
2 基本方針の期間	
3 基本方針の構成	
〔Ⅱ〕 展開の柱（基本的方向）	P 3
1 県民いきいき活動の促進	
(1) 県民いきいき活動の普及	
(2) 県民いきいき活動の深化	
2 協働の推進	
(1) 協働の普及	
(2) 協働の深化	
〔Ⅲ〕 現状と課題	P 5
1 現状	
(1) 成果指標の評価	
(2) 市町村の状況	
(3) N P Oの状況	
2 課題	
〔Ⅳ〕 行動計画	P10
1 重点施策	
(1) 地域のニーズに応じた活動量の確保	
(2) N P Oの担い手の確保	
(3) N P Oの活動資金の確保	
2 基本施策	
〔Ⅴ〕 体制の整備と評価等	P15
1 体制の整備	
2 活動指標の設定と評価	
3 成果指標の設定と評価	
《参考1》 島根県県民いきいき活動促進委員会委員名簿	P17
《参考2》 成果指標の抽出方法	P18

# [ I ] 基本的な考え方

## 1 基本方針の趣旨・位置づけ

- 島根県では、「島根県県民いきいき活動促進条例」（以下「条例」という。）を定め、県民いきいき活動（※1）を促進するとともに、協働（※2）を推進することにより、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指しています。
- 条例第7条は、県民、NPO、事業者、市町村、国などと連携して、県民いきいき活動を促進し、協働を推進することが県の責務である、と定めています。
- 「島根県県民いきいき活動促進基本方針」（以下「基本方針」という。）は、条例第8条に基づき、知事が県民いきいき活動の促進に関する施策の基本的事項等を定めるものです。
- また、県の上位計画である「島根創生計画」の【施策】「地域で活躍する人づくり」を具体化するものとして、令和2年3月に第3次改訂が行われましたが、「第2期島根創生計画」の策定（令和7年3月）に併せ、これまでの取組の成果と課題を踏まえて改訂するものです。

## 2 基本方針の期間

- 基本方針の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。
- 策定後は、島根県県民いきいき活動促進委員会で毎年進捗管理を行い、そこで得られた意見や県民いきいき活動の状況等を踏まえ、施策を推進するとともに、島根創生計画の見直しや社会経済情勢の変化等を勘案して、必要に応じて見直しを行います。

## 3 基本方針の構成

- 条例の目的に示された「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」は、基本方針に定める施策の目指すところであり、「展開の柱（基本的方向）」として整理しました。
- 成果指標の評価、市町村とNPO（※3）の現状を基に、3つの重点課題を抽出し、「行動計画の柱」と位置付けました。
- 具体的な施策は、3つの重点課題に対応するための重点施策と、その基盤となる基本施策に分けて「行動計画」にまとめました。
- 「行動計画」を着実に推進し、必要な連携や調整を図るため、体制の整備、活動指標の設定と評価、及び成果指標の設定と評価について「体制の整備等」に示しました。

---

※1 「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動のことをいいます。

※2 「協働」とは、県民、NPO（※3参照）、事業者、学校、専門家、行政などの「多様な主体」が、共通の目的を達成するために、自立した対等な関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、協力して活動することをいいます。

協働の形態としては、共催、後援、委託、補助、提言など（寄附行為、ボランティア活動、助言も「など」に含まれる。）があります。

協働事業を行うにあたっては、次の基本原則に沿って行う必要があります。

①対等、②自立、③合意、④信頼、⑤責任、⑥公開、⑦公平

※3 「NPO」とは、「Non（非）」「Profit（利益）」「Organization（組織）」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、構成員への収益の分配を目的としない団体（NPO法人や市民活動団体、ボランティア団体、地域運営組織など）の総称です。

# 基本方針の概要説明図

**第2期島根創生計画**  
(令和7年度～11年度)

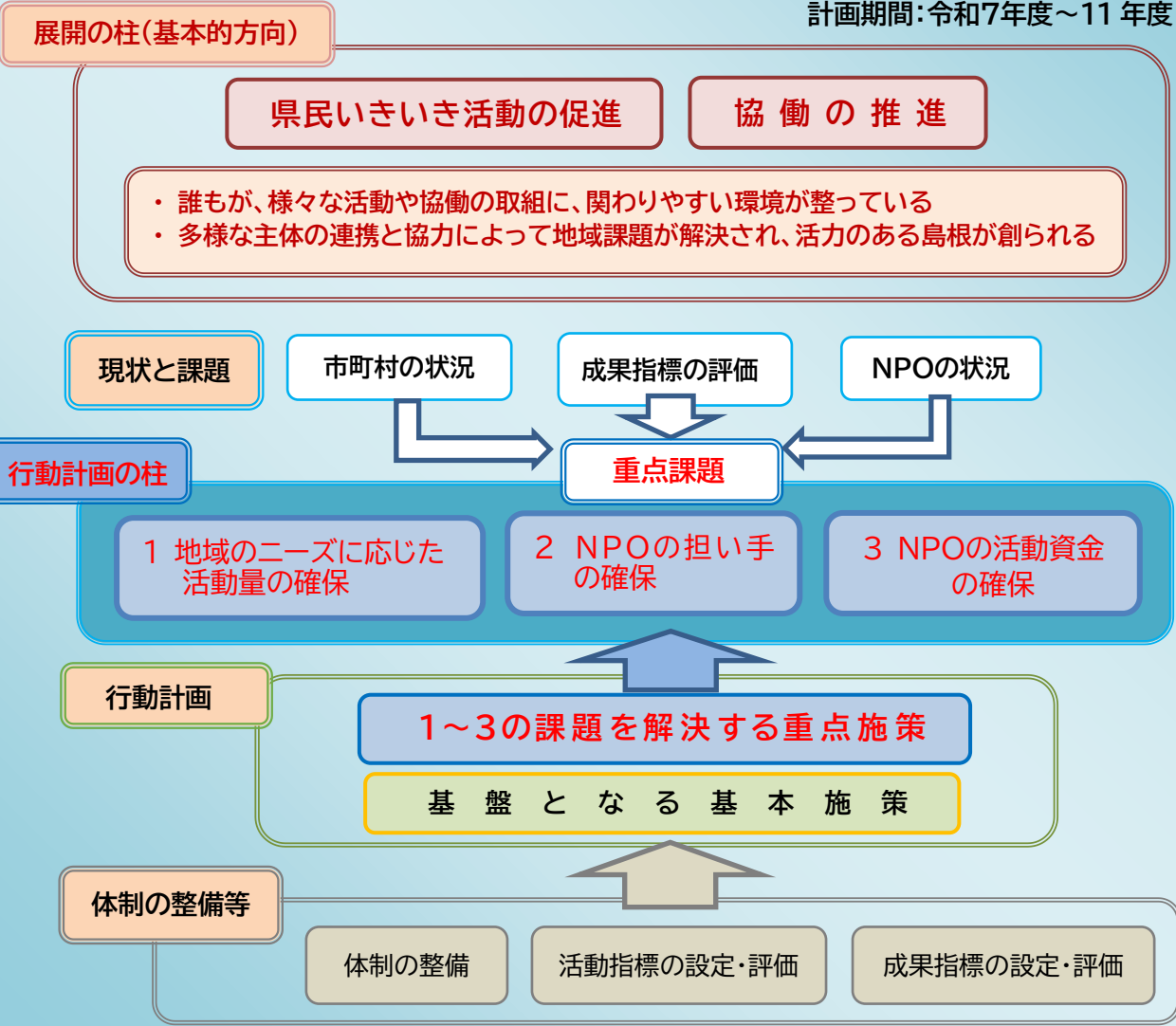
【目指す将来像】  
人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根  
若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、  
県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根  
【基本目標】島根を創る人をふやす  
【政策】島根を愛する人づくり  
【施策】地域で活躍する人づくり

**島根県県民いきいき活動促進条例（要約）**

【目的（第1条）】  
・ 県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、もって県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与すること。  
【基本方針（第8条）】  
・ 知事は、施策推進のため、県民いきいき活動の促進に関する基本的な方針を策定する

## 県民いきいき活動促進基本方針 第4次改訂（令和7年3月）

計画期間：令和7年度～11年度



## 〔Ⅱ〕 展開の柱（基本的方向）

### 1 県民いきいき活動の促進

県民いきいき活動の普及と深化を図ることにより、地域の課題が解決され、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らし続けられる活力ある島根を創ります。

#### （１）県民いきいき活動の普及 – 活動に参加する機運の醸成

- ◎ 県民いきいき活動にふれる機会を多くし、活動や寄附に対する関心を高めることで、県民いきいき活動に参加する機運を醸成します。
- 多くの県民が県民いきいき活動に参加できる環境づくりを推進するため、NPOの活動情報やボランティア情報が県民に届くよう、関係機関や団体と連携しながら情報発信に取り組みます。
- 県民、企業及び学生等の先駆的な取組を顕彰し、県民いきいき活動への関心を高め、県民等の参加を促進します。
- 県民や企業の想いをNPOの公益活動に繋ぐ「しまね社会貢献基金」制度（※4）の普及を通じて、「寄附」も県民いきいき活動の一つであることなどについて、県民や企業の理解促進に取り組むことにより、寄附文化の醸成を図ります。

#### （２）県民いきいき活動の深化 – 団体の自立した活動の推進

- ◎ NPOの活動基盤が整うよう支援体制を充実し、団体が自立した活動を展開できるよう推進します。
- NPO法人（※5）の自立した活動を推進するため、NPO法人の情報開示を進めるとともに、マネジメントセミナーの開催や組織・運営等に関する専門相談の充実を図るなど、ニーズに対応した施策を幅広く展開します。
- NPO法人の活動が持続可能なものとなるよう、認定NPO法人（※6）化や団体相互のネットワーク形成、団体のガバナンス・コンプライアンス強化などによる組織基盤強化を図ります。
- 併せて、クラウドファンディング（※7）などファンドレイジングに関する学習機会の提供、「しまね社会貢献基金」の寄附制度や、ふるさと納税、各種助成制度等の活用促進などにより、NPOの財政基盤強化を図ります。
- 地域の課題解決に取り組もうとする団体等に対し、事業化に向け必要な情報提供等の支援を行います。

## 2 協働の推進

多様な主体による協働の普及と深化を図ることにより、地域の課題が解決され、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らし続けられる活力ある島根を創ります。

### (1) 協働の普及 - 協働機会の拡大の推進

- ◎ 協働の取組にふれる機会を設け、様々な手法や選択肢を示すなど、協働への関心を高めることで、協働の機会が広がるよう推進します。
- 市町村や関係団体と連携して、NPOの活動や協働事例等の情報収集・共有化に努め、県NPO活動推進室の相談窓口機能の充実を図るなど、協働に向けた環境整備を推進します。
- 県や市町村職員、NPOを対象に協働に関する研修を実施するとともに、NPOと行政との関係づくりや意見交換の場の創出について積極的に取り組みます。
- 「島根創生計画」に位置づけられる施策に多くのNPOが協働し、地域課題解決を推進できるよう、県施策に関する情報発信を行います。
- 県民や企業の想いをNPOの公益活動に繋ぐ「しまね社会貢献基金制度」の普及を通じて、「寄附」も協働の取組の一つであることについて、県民や企業の理解促進に取り組むことにより、寄附文化の醸成を図ります。

### (2) 協働の深化 - 協働による地域課題の解決の推進

- ◎ 協働の基盤を整えるほか、多様な主体同士による協働実践力を向上させ、協働により地域課題が解決するよう推進します。
- 協働による地域課題解決を更に推進するため、多様な主体が連携した地域課題解決の取組を支援します。
- 県の関係部局において協働施策の充実を図るとともに、市町村とも連携・協力し、それぞれの事業を活用した取組を推進します。

---

※4 「しまね社会貢献基金」とは、県内NPOの社会貢献活動の推進を図る目的で、県民や企業等からの寄附金を原資に、県が設置し管理・運用を行っている基金です。R6年度においては、①公募時に寄附者名を付する「ネーミングライツ事業」、②寄附者が活用方法を指定する「寄附者設定テーマ事業」、③寄附先の団体を指定する「団体活動支援事業（通常型）」、④団体が活動目的を示して寄附を募る「団体活動支援事業（提案型・クラウドファンディング）」の4つがあります。

※5 「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁（県内19市町村と島根県など）において、設立の認証を受け、法務局において登記がされた法人のことです。

※6 「認定NPO法人」とは、NPO法人のうち運営組織や事業活動が適正であるなど所定の基準を満たしていると所轄庁が認定した法人のことです。

※7 「クラウドファンディング」とは、不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、資金調達をする手法のひとつです。

## 〔Ⅲ〕 現状と課題

基本方針に設定した成果指標の達成状況や、県内市町村及びNPO法人等の意見を踏まえて、現状と課題を整理しました。

### 1 現状

#### (1) 成果指標の評価

##### ① 県民いきいき活動の促進 ⇒【資料1-1】参照

- ポータルサイトの閲覧数は増加していますが、引き続き、県民いきいき活動に関する普及啓発が必要です。
- NPO法人数と認定NPO法人数は横ばいで、「力がある」と自ら認識するNPO法人の数も横ばいですが調査総数が減少する中で割合は上昇しており、引き続き、持続可能な運営ができるような支援体制が必要です。
- 支援関連施策に対するNPOの満足度は低下しているため、課題に対応した重点的な施策の展開が必要です。
- 社会貢献基金の登録団体数は、前回より増加していますが、NPOへの平均寄附件数は横ばいであり、引き続き財政基盤強化に向けた取り組みが必要です。
- NPOのネットワーク加入割合は、前回より高くなっていますが、更なる連携強化に向けた取り組みが必要です。

##### ② 協働の推進 ⇒【資料1-2】参照

- 協働機会のある行政の事業数は前回数値を上回っており、予算割合も横ばいですが、協働経験のある行政職員数は前回数値を下回っており、引き続き行政職員に向けた協働推進の取り組みが必要です。
- 協働経験したNPOの割合及び多様な主体と複数協働経験のあるNPOの割合は、前回より高くなっています。しかしながら、協働事業に関するNPOの自己評価とコーディネーターによる協働成立の割合は、概ね横ばいで、NPOの協働に対する関心度は、前回数値及び目標値を下回っているため、引き続き、多様な主体による協働の推進について、NPOの理解を深めていくことが必要です。
- 協働関連施策に対するNPOの満足度は、目標数値に届かず、人員や資金面の制約により協働が困難という団体の割合も増加しているため、課題に対応した重点的な施策の展開が必要です。



【資料1－1】「県民いきいき活動の促進」に関する成果指標

成 果 指 標	前 々 回 、 前 回 と の 比 較
a1 関連施策に対する県民の認識 【重要度】 【満足度】	H27:67.8点 → R元:70.7点 → R6:72.8点 → H27:42.3点 → R元:48.6点 → R6:46.6点 →
a2 県民いきいき活動への参加率	H27:26.7% → H30:25.7% → R6:19.4% ↓ 【R6目標30%】
a3 県民いきいき活動に関する 関心度	R2:52.3% → R6:55.0% ↑ 【R6目標55%】
a4 力があると自ら認識する NPO法人数	H27:44法人 → H30:42法人 → R6:41法人 → 【R6目標54法人】
a5 支援関連施策に対する NPOの満足度	H27:62.5点 → H30:66.5点 → R6:56.9点 ↓ 【R6目標70点】
a6 NPO法人数	H27:277法人 → H30:287法人 → R6:279法人 →
a7 NPOへの寄附件数	H27:14.8件 → H30:12.7件 → R6:11.6件 ↓
a8 ポータルサイトの閲覧数	H27:128,396 → H30:150,198 → R6:183,910 ↑
a9 認定NPO法人数	H27:6法人 → H30:6法人 → R6:6法人 →
a10 社会貢献基金登録団体数	H27:49団体 → H30:67団体 → R6:80団体 ↑
a11 NPOのネットワーク加入割合	H27:36.0% → H30:32.6% → R6:40.0% ↑

【資料1－2】「協働の推進」に関する成果指標

成 果 指 標	前 々 回 、 前 回 と の 比 較
b1 協働関連施策に対する県民の認識 【重要度】 【満足度】	H27:71.8点 → R元:77.0点 → R6:78.2点 ↑ H27:50.7点 → R元:41.4点 → R6:66.4点 ↑
b2 協働機会のある行政 【事業数】 【予算割合】	H27:503 → H30:487 → R6:637 ↑ 【R6目標650事業】 H27:2.1% → H30:2.0% → R6:2.1% →
b3 NPOの協働に対する関心度	R2:88.7% → R6:66.3% ↓ 【R6目標90%】
b4 協働事業に関する自己評価	H27:79.1点 → H30:83.5点 → R6:83.5点 → 【R6目標90点】
b5 協働関連施策に対するNPOの満足度	H27:56.5点 → H30:63.8点 → R6:52.3点 ↓ 【R6目標70点】
b6 協働経験したNPOの割合	H27:65.0% → H30:56.0% → R6:75.2% ↑
b7 協働経験のある行政職員数	H27:3,473 → H30:3,835 → R6:2,884 ↓
b8 協働に関する制度や手続き等への 満足度	H27:47.0% → H30:33.0% → R6:33.7% →
b9 多様な主体と複数協働経験の割合	H30:52.0% → R6:76.0% ↑
b10 人員や資金面の制約により 協働できない団体の割合	H27:23.0% → H30:21.8% → R6:32.0% ↑
b11 コーディネーターによる協働成立割合	H27:69.6% → H30:82.3% → R6:76.3% →

## (2) 市町村の状況 ⇒【資料2】参照

- 県内の市町村では、少子高齢化に伴い、生活交通の確保、買物弱者の支援、生活の困りごと解決（草刈・除雪等）、医療・福祉サービスの確保、U I ターン者の定住支援などの主要課題に直面しています。
- これらは現在、企業、個人商店、社会福祉法人、行政、N P O が担っていますが、担い手の後継者不足等によって継続することが困難になるのではないかと懸念する市町村が見受けられます。
- 主要課題の優先順位や担い手（現状）には地域差があり、現にN P O が担っている市町村の割合は、県西部地域の方が、東部地域や隠岐地域に比べて高い状況にあります。
- また、これらの課題の将来的な担い手として、県東部地域では新たなN P O の設立やN P O の合同・連携が、西部地域では既存N P O が、高い割合で想定されています。
- これらの課題を引き続きあるいは将来的にN P O に担ってもらうためには、新たな担い手となるN P O の設立や複数N P O の合同・連携に向けた調整・支援や、N P O の後継者育成支援、活動資金援助が必要です。

### 【資料2】市町村の状況

- ・ 島根県の推計人口（R 6.10.1）から

#### 《人口》

- ・ 65歳以上の住民の割合：隠岐42.8% 西部40.9% 東部32.7%
- ・ 人口増減率（対R元年）：隠岐▲8.0% 西部▲7.9% 東部▲3.4%

- ・ 県内市町村アンケート（R6）から

#### 《主要な地域課題》

生活交通確保・買物弱者支援・生活の困りごと：西部>東部>隠岐  
医療福祉サービス確保・U I ターン者定住支援：隠岐>西部>東部

#### 《主要な地域課題の担い手》

企業、個人商店、社会福祉法人、行政： 隠岐93%>西部55%>東部53%  
N P O： 西部34%>東部31%>隠岐7%

#### 《上記地域課題とN P O との協働に関する認識》

「N P O に関して、特に課題や対応することはない」	24%	隠岐>西部>東部
「新規N P O に課題を担ってもらう調整・支援が必要」	23%	東部>隠岐>西部
「既存N P O に課題を担ってもらう調整・支援が必要」	16%	西部>東部>隠岐
「N P O の合同・連携で担ってもらう調整・支援が必要」	10%	東部>西部>隠岐
「N P O の後継者育成支援が必要」	10%	東部>西部>隠岐
「N P O の活動資金援助が必要」	10%	東部>隠岐>西部

### (3) NPOの状況 ⇒【資料3】参照

- 様々な制度の創設や、会社法改正（H18）による株式会社の設立要件の緩和、合同会社（LLC）の創設により、NPOは目的や態様に応じて、多様な選択肢から組織形態を選択しうる状況にあります。
- 島根県のNPO法人等の人口10万人当たり団体数は、全国的に高い水準にあります。
- NPOの設立後平均年数は16.2年で、「力がある」と自認するNPO法人の割合も増加し、地域、企業、行政などの信頼も定着しつつあります。
- 他方で、NPOの中には、代表者の高齢化や後継者・担い手の不足によって、既に解散や休眠状態に陥ったり、今後その懸念のある団体も見受けられます。
- 西部地域などのNPOは、県庁所在地から遠いことや、NPOと所轄庁の双方で職員数・予算の規模が小さいこともある中で、東部地域に比べ基金の活用が進んでいないことが見受けられます。

#### 【資料3】NPO法人等の状況

《R5年度の県内団体数と、人口10万人当たり団体数の全国比較》

・NPO法人（H13年創設）	281	43.2法人/10万人は、全国12位
・特定地域づくり事業協同組合（R2年創設）	14	2.1組合/10万人は、全国1位
・一般・公益／財団・社団法人（H20年改正）	167	25.7法人/10万人は、全国1位
・参考：地域運営組織（RMO）	163	25.1団体/10万人は、全国2位

《継続と力》

- ・県内NPOアンケート（R6）で、
  - ・NPOの設立後平均年数：16.2年
  - ・「力がある」と自認するNPO法人の割合：46.1%（参考：H30年調査では35.3%）
  - ・人材確保に「苦勞している」又は「やや苦勞している」と回答した団体 72.0%
  - ・資金調達に「苦勞している」又は「やや苦勞している」と回答した団体 65.7%
- ・社会ネットワークと非営利組織研究プロジェクトが実施した「山陰地域のNPO法人に関する活動調査」（R3）で、代表者が60歳（70歳）以上というNPO法人 71.7（36.1）%

《資金調達》

- ・寄附金 H25年度：5,466千円 →H30年度：5,246千円 →R5年度：9,094千円
- ・基金活用事業 H25年度：2,634千円 →H30年度：6,059千円 →R5年度：10,411千円

《地域差》

- ・NPO法人認証数（R6年5月末） 東部 168（60.6%）西部 102（36.8%）隠岐 7（2.5%）
- ・基金活用事業件数（R5年度） 東部 35（87.5%）西部 5（12.5%）隠岐 0（0%）
- ・日本非営利組織評価センターのベーシックガバナンスチェックリスト掲載団体数（R6）  
東部 7（77.8%）西部 2（22.2%）隠岐 0（0%）

## 2 課題

現状から見えてきた3つの重点課題について、今後、重点的に施策を展開していくことが求められています。

### <地域のニーズに応じた活動量の確保>

- 深刻な地域課題を抱えつつも、市町村及びNPOの職員数や財政が比較的小規模で、NPOとの協働が十分とはいえない地域に対し、好事例の収集、しまね社会貢献基金の効果的運用などにより、重点的に支援する必要があります。
- 課題解決の好事例に関する行政とNPO等の情報共有・意見交換、新たなNPOの設立支援、活動資金の確保など、地域課題をNPOが担っていくための環境整備を図っていく必要があります。
- NPOのネットワーク形成、複数のNPOの合同・連携に対する調整・支援や、中間支援組織の育成・活用など、多様な主体が連携することによって地域課題を解決できる環境整備を進める必要があります。

### <NPOの担い手の確保>

- 担い手確保に苦慮しているNPOに関する情報の提供、NPO活動に興味を持つ学生や県民等が、NPOの活動について、知り、体験し、交流する機会の提供など、NPOとその担い手となりうる人のマッチングを図っていく必要があります。
- 個別NPOの担い手不足を、人材のシェアリング・派遣など、NPO、企業、行政等の多様な主体が得意分野を活かし連携することで対応できる仕組みづくりを図っていく必要があります。
- 新たなNPO会員や、不得手な業務を有するNPO職員等が、他のNPO法人の実践者等からノウハウやアイデアについて学ぶ、研修・交流会、専門家による相談など、NPO職員のスキルアップと育成を図っていく必要があります。

### <NPOの活動資金の確保>

- 行政は、補助金やふるさと納税などを活用した関連予算の措置や、NPOに対する資金調達情報の提供などに、またNPOは、基金登録団体への登録、公募助成金への応募や寄附金の自己調達などに、それぞれ、取り組んでいく必要があります。
- NPO・企業・学生の顕彰などを通じて、いきいき活動や協働への関わり方として、しまね社会貢献基金、ふるさと納税やクラウドファンディングなど様々な選択肢があることを県民等に周知します。併せて、事業者等にサポーター企業となることのメリットを周知することで、寄附文化の醸成を図っていく必要があります。
- しまね社会貢献基金の寄附金テーマの数(11)が多いことで、事業募集金額である10万円に達しない少額寄附金の滞留が一部で発生しています。寄附金が集まりやすく、かつ、速やかにNPOの活動資金として活用できるよう、寄附金テーマ数の集約や基金登録団体制度の魅力化などの制度改善を図る必要があります。

## [IV] 行動計画

### 1 重点施策

#### (1) 地域のニーズに応じた活動量の確保

深刻な地域課題を抱えつつも、市町村とNPOの職員数や財政規模が比較的小さな地域に特化した施策を充実させることで、当該地域のニーズに応じた活動量を確保します。

No.	新規	施策内容	事業内容	活動指標
1		NPOのネットワーク形成	NPOが相互に連携した多様な活動を推進するため、ネットワーク形成を推進します。	参加団体数
2		協働のための交流・マッチング	NPO関係者と行政職員による、協働のきっかけづくりのための交流会を開催し、意見交換等を通じて協働関係の構築を図ります。	参加者数
3	変更	中間支援機能の充実	しまね県民活動支援センター等の中間支援組織による、NPOの設立・連携等の支援、相談業務、書類作成・IT化支援、多様な主体の連携のコーディネート等の機能の充実を図ります。	コーディネート件数
4	新	地域課題解決の好事例の共有・取組拡大	地域課題解決の好事例を収集し、NPO関係者と行政職員で情報共有等を行うことによって、好事例の取組の拡大を図ります。	情報共有の回数<新>
5	新	多様な主体の人材を活用できる仕組みづくり	専門的なスキルや技能経験を持つ、NPO・企業・行政等の人材のシェアリング・派遣など、多様な主体が集まって圏域で地域課題解決に取り組む仕組みづくりを進めます。	人材の活用件数<新>
6	新	しまね社会貢献基金の効果的な活用	しまね社会貢献基金の寄附テーマの統合や、市町村が抱える地域課題を解決する取り組みの優先採択基準づくりなど、寄附金が効果的に活用される仕組みづくりを進めます。	テーマ事業の寄附額に占める活用額の割合<新>

#### <<成果指標>>

区分	前回 (H30)	現状 (R6)	目標 (R11)
s 1 基金活用事業数に占める対象地域での活用数の割合<新>	— ※	— ※	40.0%
s 2 複数のNPOが連携して地域課題に取り組んだ事例の数<新>	— ※	— ※	20件

※ R7年から調査を開始し、目標を設定します。

## (2) NPOの担い手の確保

地域を支えるNPOの活動が継続し、発展するように、後継者となる人材の確保・育成を支援します。

No.	新規	施策内容	事業内容	活動指標
7		学生や企業の地域貢献活動の促進	地元の大学や企業と連携し、学生や企業の地域貢献活動について、情報発信を行いながら推進します。	情報発信団体数
8		NPOの基盤強化支援	団体幹部に対する組織運営・資金調達等の研修や担当者に対する法律、会計・税務、労務管理の研修を実施し、NPOの基盤強化等を支援します。	受講者数
9		専門家による各種相談	NPO法人が抱える運営の課題・問題に対し、専門相談員等による訪問相談、出張相談会を実施します。	相談件数
10	新	担い手確保に関する情報交換	担い手確保に苦慮しているNPO関係者と行政関係者、学生、地域おこし協力隊などの移住者等との情報交換会を開催し、マッチング支援を図ります。	情報交換の回数<新>
11	新	現役世代・退職(予定)者の参加促進	NPOの活動内容・人材不足等の情報提供を通じて、公務職場や企業等の従事者がその経験を活かし、NPO活動の担い手や支援者となるよう、働きかけます。	情報提供の回数<新>
5 (再掲)	新	多様な主体の人材を活用できる仕組みづくり	専門的なスキルや技能経験を持つ、NPO・企業・行政等の人材のシェアリング・派遣など、多様な主体が集まって圏域で地域課題解決に取り組む仕組みづくりを進めます。	人材の活用件数<新>

### <<成果指標>>

区分	前回 (H30)	現状 (R6)	目標 (R11)
s 3 情報交換がNPOの担い手の確保につながった件数<新>	— ※	— ※	20件
s 4 情報提供がNPOの担い手の確保につながった件数<新>	— ※	— ※	20件

※ R7年から調査を開始し、目標を設定します。

### (3) NPOの活動資金の確保

地域を支えるNPOの活動が継続し、発展するように、必要な活動資金の調達・確保を支援します。

No.	新規	施策内容	事業内容	活動指標
12		寄附活動の推進	しまね社会貢献基金制度について、県民や企業に広く周知を図ります。併せて、寄附を受けようとする団体登録の拡大を図るとともに、団体の取組を広くPRし、寄附活動を推進します。	寄附件数
13		県民いきいき活動の顕彰	NPOや企業等が行う先駆的な県民いきいき活動を毎年顕彰し、県内で活発に活動が展開されるように推進します。	表彰団体数
14	変更	NPOの資金調達支援	メールマガジン等による公募助成金や休眠預金の活用事業の紹介や、寄附金調達の研修により、NPOの資金調達を支援します。	紹介回数
15	変更	しまね社会貢献基金活用事業による財政基盤強化	県民・企業等の寄附金を原資とする、しまね社会貢献基金活用事業<ネーミングライツ事業、寄附者設定テーマ事業、団体活動支援事業(通常型/提案型・クラウドファンディング)>により、基金登録団体が実施する社会貢献活動を支援します。	基金の活用事業件数
16	新	基金登録団体の登録促進	登録要件の緩和、事務の簡素化、登録メリットの増等、制度の魅力アップを通じて基金登録団体の登録増を図ります。	社会貢献基金登録団体数<新>
17	新	サポーター企業への登録促進	しまね社会貢献基金の活用事例等を県HP、県人会や企業団体等を通じて紹介し、サポーター企業の登録促進を図ります。	紹介回数<新>
6 (再掲)	新	しまね社会貢献基金の効果的な活用	しまね社会貢献基金の寄附テーマの統合や、市町村が抱える地域課題を解決する取り組みの優先採択基準づくりなど、寄附金が効果的に活用される仕組みづくりを進めます。	テーマ事業の寄附額に占める活用額の割合<新>

#### 《成果指標》

区分	前回 (H30)	現状 (R6)	目標 (R11)
s 5 しまね社会貢献基金の活用額<新>	6,059 千円	10,411 千円	12,000 千円
s 6 サポーター企業登録数<新>	6 社	17 社	25 社

## 2 基本施策

県民いきいき活動の促進と協働の推進のベースとなる基本施策については、今後も適宜工夫と改善を図りながら、取り組んでいきます。

No.	施策内容	事業内容	活動指標
18	ポータルサイトの充実と情報発信	NPO・ボランティア関係情報ポータルサイト「島根いきいき広場」の充実を図り、情報をタイムリーに提供します。	サイト閲覧件数
19	県の広報媒体の活用	県各所属のボランティア情報やNPOの公益活動などを広く県民に広報するため、「フォトしまね」や県政テレビ番組など広報媒体を戦略的に活用します。	掲載件数
20	市町村の広報媒体の活用	市町村の広報紙等各種広報媒体において、県民いきいき活動関係の情報が提供されるよう働きかけます。	掲載件数
21	民間団体の広報媒体の活用	しまね県民活動支援センターの情報誌「しまねいきいきねっと」等により、地域づくり・NPOの旬な活動等を情報提供します。	掲載団体数
22	県各所属のボランティア事業の参加促進	県各所属においてボランティア事業の充実を図り、広く県民が参加する機会を創出します。	参加者数
23	社会貢献活動に関するシンポジウム等の開催	県民いきいき活動について広く理解促進を図るため、シンポジウム等を開催します。	開催回数
24	社会貢献活動に関する出前講座等の開催	社会貢献活動の参加等について、県の出前講座等で啓発を図ります。	講座実施回数
25	NPOの立上げ等支援	NPOの立上げや、事業化に向け必要な情報提供等を支援します。NPO法人認証事務のオンライン化（R6～）	NPO法人の新規設立数
26	NPO法人への低利融資	県から金融機関へ資金を預託する方式の低利融資制度により、NPO法人の資金調達を支援します。	融資件数
27	県各所属の助成制度による支援	県各所属の助成制度により、NPOの活動を支援します。	支援事業数



No.	施策内容	事業内容	活動指標
28	協働事例・NPO活動の収集、情報発信	県庁各部署や他の自治体での協働事例やNPO活動の情報を収集し、ホームページ等各種広報媒体により提供します。	収集した事例数
29	NPOと行政職員の協働研修	NPOと行政職員(県・市町村)の協働研修を通じて、協働の理解を深めます。	受講者数
30	NPO・行政職員への協働情報の提供	メールマガジン等により、NPOや行政職員に対し協働事業をはじめ各施策の取組状況等についての情報提供を行います。	情報提供回数
31	協働推進員(県職員)の配置と研修	県NPO活動推進室と連携して各課事業の協働化を推進する協働推進員を各課に配置し、全庁的な取組を進めます。	受講者数
32	職員(県・市町村)研修	NPOや協働に対する理解、効果的な協働を進めるための研修を実施します。各市町村においても、職員研修が実施されるよう働きかけます。	受講者数
33	多様な主体との協働の取組を支援	多様な主体とNPOの協働が進むよう支援します。	協働数
34	県各所属による協働事業の実施	県各所属において、協働施策の充実を推進します。	事業数
35	市町村の協働事業の推進	市町村の協働の取組事例等を広く周知するとともに、市町村との連携に努めます。	事業数

《参考》 成果指標

区分	前回(H30)	現状(R6)	目標(R11)
s7 県民いきいき活動への参加率	25.7%	19.4%	30.0%
s8 県民いきいき活動に関する関心度	52.3%	55.0%	60.0%
s9 「力がある」と自ら認識するNPO法人の割合	35.3% (42/119)	45.1% (41/89)	50.0% (50/100)
s10 協働機会のある行政の事業数	487事業	637事業	650事業
s11 協働経験したNPOの割合	56.0%	75.2%	80.0%
s12 多様な主体と複数協働を経験したNPOの割合	52.0%	78.9%	84.0%

## [V] 体制の整備と評価等

### 1 体制の整備

- ◎ 県民いきいき活動の促進及び協働の推進のため、関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備し、県、市町村、しまね県民活動支援センター、県民いきいき活動促進委員会が相互に連携・協力しながら総合的に施策を推進します。
- 県NPO活動推進室は、行動計画の活動指標に基づいて進捗管理を行うほか、市町村、しまね県民活動支援センターや、市町村又は圏域を活動エリアとする地域の中間支援組織等と連携・協力するとともに、県民、事業者、学校、県出身者などの県外関係者、NPOへ情報提供・啓発を行います。
- 県と市町村は、会議等を通じて、県民いきいき活動や協働に関する課題や施策・取組の情報交換・情報共有を図り、NPO法人、地域運営組織（RMO）、市民活動団体・ボランティア団体など多様な主体と連携し取り組みます。
- しまね県民活動支援センターは、県NPO活動推進室、市町村や地域の中間支援組織と相互に連携・協力しながら、NPOに対する中間支援（人材育成、基盤強化、ネットワークづくり、相互協力等）を行います。
- 活動実践者や学識経験者等で構成する「県民いきいき活動促進委員会」は、行動計画の進捗状況を踏まえ、「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」に係る施策の評価及び県が取り組むべき施策等についての助言等を行います。

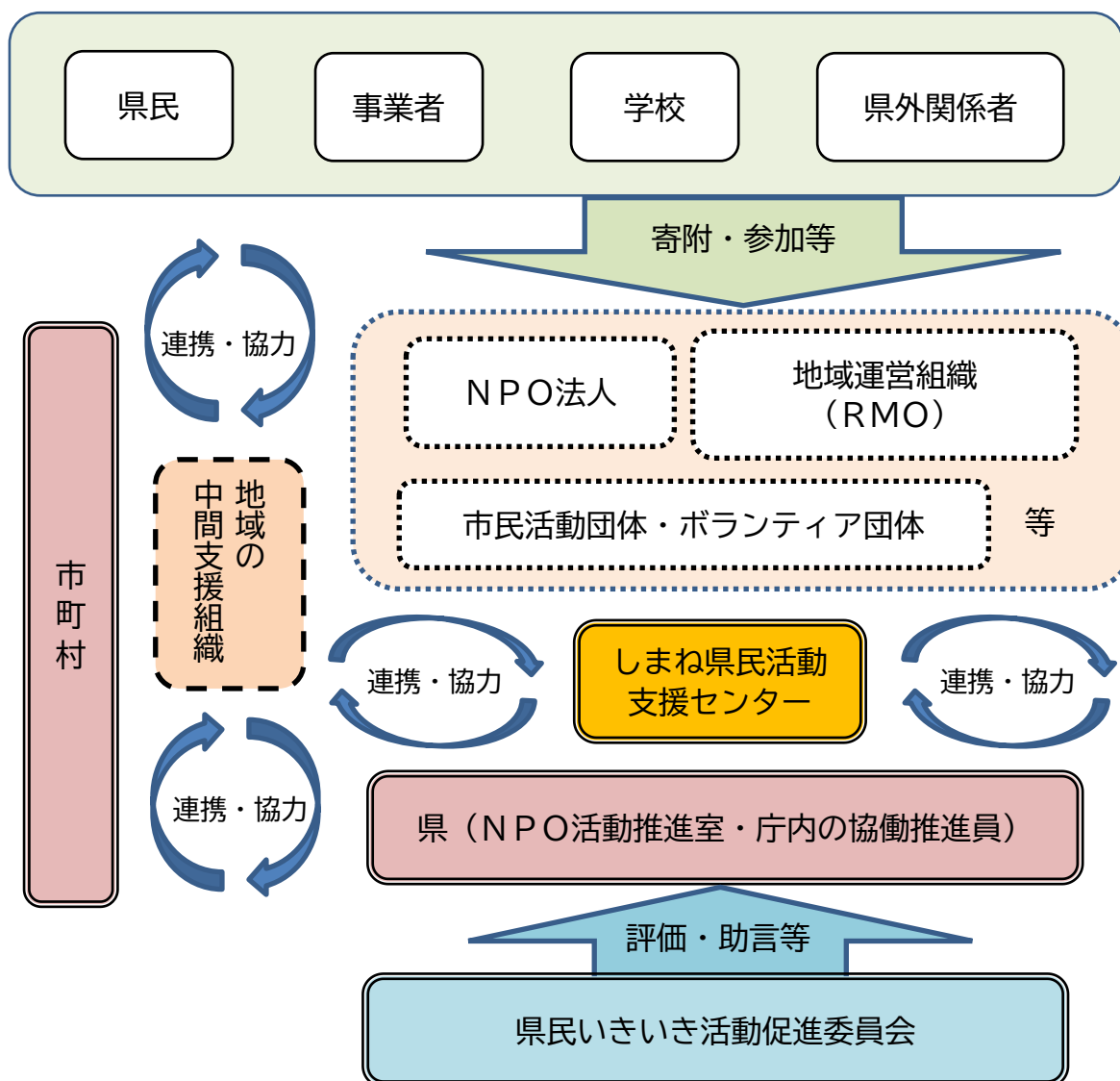
### 2 活動指標の設定と評価

- 毎年度の施策の進捗を的確に把握するため、「行動計画」の施策ごとに「活動指標」を設定し、その結果を県民いきいき活動促進委員会に報告し、意見や評価を得ながら施策を推進します。

### 3 成果指標の設定と評価

- 「行動計画」の「重点施策」と「基本施策」により、県民いきいき活動を取り巻く環境や意識が計画期間中にどのように変化・改善したかを把握するため、「成果指標」を設定し、基本方針の改訂時にその達成状況を踏まえ、県民いきいき活動促進委員会において見直し等の検討を行います。

## 体制の整備と連携・協力のイメージ



体制の整備	行政 (県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① しまね県民活動支援センター、地域の中間支援組織等と連携・協力</li> <li>② 県民、事業者、学校、県外関係者、NPOへの情報提供・啓発</li> <li>③ 会議等で情報交換・共有を図り、多様な主体と連携した取組</li> </ul>
	しまね県民活動支援センター	行政、各地域の中間支援組織等と連携・協力し、NPOに対する中間支援（人材育成、基盤強化、ネットワークづくり、相互協力等）
	県民いきいき活動促進委員会	「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」に係る施策の評価と助言等

《参考1》

島根県民いきいき活動促進委員会委員名簿

令和7年3月31日時点

区分	氏名	職業又は所属団体等	備考
県民いきいき活動実践者	小倉 加代子	認定特定非営利活動法人 自然再生センター 副理事長・office マネージャー	委員長
	森山 忍	特定非営利活動法人 まちづくりネットワーク島根 副理事長	
	原田 陽子	松江NPOネットワーク 事務局長	
	若菜 洋子	特定非営利活動法人 らんぐ・ぎーむ 理事長	
	寺迫 麟	島根県立大学地域政策学部 学生	公募委員
学識経験者	石橋 留美子	益田市まちづくりコーディネーター	
	香取 亜希	司法書士・行政書士	
	宮下 聖史	島根県立大学地域政策学部 准教授	副委員長
	猿渡 壮	島根大学法文学部 准教授	副委員長
企業関係者	松村 健次	山陰中央新報社 執行委員 論説委員会論説委員長	
	狩野 瑞穂	山陰合同銀行 地域振興部 地域振興グループ 副調査役	
	野々村三重子	島根県商工会女性部連合会 副会長	
団体及び市町村	星野 健一	出雲市 市民活動支援課 課長補佐	
	田村 哲	邑南町 地域みらい課 課長	
	松崎 志保	島根県社会福祉協議会 生活支援部 部長代理	
	原 早紀子	公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 課長	

《参考2—1》 成果指標（第3次改訂）の抽出方法

成果指標	抽出元	抽出方法
a1 関連施策に対する県民の認識（重要度・満足度）	県政県民満足度調査 県政県民意識調査	関連施策の重要度及び満足度についての評価をもとに算出
a2 県民いきいき活動への参加率	県政世論調査	ボランティア活動に参加していると回答した人の割合
a3 県民のいきいき活動に関する関心度	県政世論調査	県民いきいき活動に関心があると回答した人の割合
a4 力があると自ら認識するNPO法人数	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	「力のあるNPO法人」との認識について「思う」「やや思う」と回答した法人数
a5 支援関連施策に対するNPOの満足度	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	基本方針に記載する支援関連の各施策の評価をもとに算出
a6 NPO法人数	NPO活動推進室資料	
a7 NPOへの寄附件数	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	NPOへの過去1年間の寄附件数の平均値
a8 ポータルサイトの閲覧数	NPO活動推進室資料	島根いきいき広場の閲覧数
a9 認定NPO法人数	NPO活動推進室資料	
a10 社会貢献基金登録団体数	NPO活動推進室資料	
a11 NPOのネットワーク加入割合	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	3団体以上で構成されているネットワークに加入している団体の割合

成果指標	抽出元	抽出方法
b1 協働関連施策に対する県民の認識（重要度・満足度）	しまねWebモニター調査 県政世論調査	関連施策の重要度及び満足度についての評価をもとに算出
b2 協働機会のある行政<事業数・予算割合>	協働事業実績調査（活動指標実績調査）	県および市町村で実施した協働事業の事業数及び予算割合
b3 NPOの協働に対する関心度	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	NPOの協働に関する関心度の割合
b4 協働事業に関する自己評価	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	協働事業について、「パートナー意識」「協働による効果」などの評価を点数化し平均点を算出
b5 協働関連施策に対するNPOの満足度	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	基本方針に記載する支援関連の各施策の評価をもとに算出
b6 協働経験したNPOの割合	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	過去に協働事業を経験したことがある団体の割合
b7 協働経験のある行政職員数	協働事業実績調査（活動指標実績調査）	県及び市町村で実施した協働事業に関わった行政職員数
b8 協働に関する制度や手続等への満足度	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	行政と協働する際に課題、問題点があると答えた団体の割合
b9 多様な主体と複数協働経験の割合	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	協働経験のある団体のうち、2以上の相手と協働経験がある団体の割合
b10 人員や資金面の制約により協働できない団体の割合	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	行政と協働したことがない理由のうち、「人員や資金面の制約により協働できない」と答えた団体の割合
b11 コーディネーターによる協働成立割合	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	「協力者（相談相手）がいた」と回答した団体の割合

《参考2-2》 成果指標（第4次改訂）の抽出方法

<重点施策>

成果指標	抽出元	抽出方法
s1 基金活用事業数に占める対象地域での活用数の割合<新>	NPO活動推進室資料	対象地域で基金を活用した事業数の全活用事業数に占める割合
s2 複数のNPOが連携して地域課題に取り組んだ事例の数<新>	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	「複数のNPOが連携して地域課題に取り組んだことがある」と回答したNPOの数
s3 情報交換がNPOの担い手の確保につながった件数<新>	協働事業実績調査（活動指標実績調査）	財団、市町村に件数を照会
s4 情報提供がNPOの担い手の確保につながった件数<新>	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	「行政等の情報提供によって、担い手（ボランティアを除く）の確保が得られたことがある」と回答したNPOの数
s5 しまね社会貢献基金の活用額<新>	NPO活動推進室資料	
s6 サポーター企業登録数<新>	NPO活動推進室資料	

<基本施策>

成果指標	抽出元	抽出方法
s7 県民いきいき活動への参加率	県政世論調査	ボランティア活動に参加していると回答した人の割合
s8 県民のいきいき活動に関する関心度	県政世論調査	県民いきいき活動に関心があると回答した人の割合
s9 「力がある」と自ら認識するNPO法人の割合	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	力のあるNPO法人と「思う」又は「やや思う」と回答した法人の割合
s10 協働機会のある行政の事業数	協働事業実績調査（活動指標実績調査）	県及び市町村で実施した協働事業の数
s11 協働経験したNPOの割合	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	協働の経験をしたことがある団体の割合
s12 多様な主体と複数協働を経験したNPOの割合	基本方針及び行動計画に係るアンケート調査	協働の経験をしたことがある団体のうち、2以上の相手と協働経験がある団体の割合